

令和5年（2023年）5月29日

報道機関各社 様

国民健康保険加入時におけるマイナンバーの誤登録について

西区役所保険年金課において、国民健康保険加入手続きの際に家族内でのマイナンバー誤登録の事案があることが判明しましたので、お知らせいたします。

ご迷惑をおかけした皆さまにお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないように再発防止に努めてまいります。

1 事案の概要

A氏およびB氏の国民健康保険の加入手続きの際、A氏のマイナンバーを誤ってB氏のマイナンバーとして登録したものの。

※A氏とB氏が親子であり、B氏は市外在住の学生のため、国民健康保険における学生の特例により、市外在住であっても本市の国民健康保険の被保険者となる。

2 判明した経緯

2022年2月2日	A氏が西区保険年金課窓口にて、A氏およびB氏の国民健康保険の加入手続きを行った際、B氏は市外居住のためマイナンバーを手入力したが、その際にA氏のマイナンバーを国民健康保険のシステムに誤入力した。
2022年5月24日	国民健康保険料の賦課決定のため、所得状況の調査を行った際に、A氏およびB氏の情報を確認したところ、両者に同一のマイナンバーが登録されていることが判明。
2022年5月26日	西区保険年金課から本庁主管部に対し、システム関連のデータ修正を依頼。

3 判明後の対応

判明後直ちに、西区保険年金課からシステムを所管する本庁部局へデータ修正を依頼。

なお、A氏およびB氏は、国民健康保険に加入している期間にマイナンバーを保険証に紐づけしていなかったことから、同事案による影響はない。

4 原因

通常、市内に住民登録がある者が国民健康保険に加入する際は、住民登録の情報に基づき、正しいマイナンバーが自動連携されるが、市外在住者は基本的に住民登録が無い場合、加入手続き時に職員がマイナンバーを直接手入力によりシステムに登録している。

今回は、マイナンバーの手入力時に手続き書類を十分に確認せずにシステム入力したことにより発生したものの。

5 再発防止策

- 同様の事例がないか、手入力したマイナンバーについて全件調査を実施する。
- 市外在住者のマイナンバーを登録する際は、入力後あらためて国の情報提供ネットワークシステムを閲覧のうえ、再チェックすることを徹底する。

【問い合わせ先】

(事案の詳細について) 西区保健福祉部保険年金課 森川・富井

電話:641-6974

(再発防止策について) 保健福祉局保険医療部保険企画課 清水・濱井

電話:211-2952